

機能強化型体制加算（相談支援事業所）の届出について

機能強化型体制加算は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所が、体制に応じて取得できる加算です。報酬告示等で定められた要件をすべて満たしていなければ算定することはできませんので、各事業所におかれましては、厚生労働省から出ている報酬告示、基準告示及び留意事項通知の内容を十分に確認し、要件を満たしているかどうかご確認ください。

なお、加算算定後に、要件に該当しなくなった場合には、速やかにその旨の届出をしてください。

1 提出先 いわき市保健福祉部障がい福祉課 事業係
(〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地)

2 提出期限 前月の15日まで（例：4月15日までに提出 → 5月1日より算定）
※要件の確認事項が多岐にわたるため、期限に余裕をもってご提出ください。

3 提出書類

- A (者) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
(児) 特定相談支援給付費及び障害児相談支援給付費算定に係る体制等に関する届出書
- B (者) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
(児) 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- C 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（算定日が属する月）
- D 機能強化型体制届出書（相談支援事業所）
- E 各要件を満たしていることがわかる書類

4 報酬告示に規定する単位数（令和6年4月報酬改定時点）

機能強化型サービス利用 支援費（Ⅰ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅱ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅲ）	機能強化型サービス利用 支援費（Ⅳ）
2, 0 1 4 単位	1, 9 1 4 単位	1, 8 2 2 単位	1, 6 7 2 単位
機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅰ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅱ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅲ）	機能強化型継続サービス 利用支援費（Ⅳ）
1, 7 6 1 単位	1, 6 6 1 単位	1, 5 5 8 単位	1, 4 0 8 単位

※参考： サービス利用支援費（Ⅰ）1, 5 7 2 単位、サービス利用支援費（Ⅱ）7 3 2 単位

継続サービス利用支援費（Ⅰ）1, 3 0 8 単位、継続サービス利用支援費（Ⅱ）6 0 6 単位

5 参考資料

区分	名 称
報酬告示	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
基準告示	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 181 号）
留意事項通知	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

6 算定要件

共通事項 (Ⅰ～Ⅳのいずれの区分でも以下の(ア)～(カ)を満たす必要があります。)		提出書類
(ア)人材配置要件		
総則	《留意事項通知》 ○ 常勤（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。	・ 修了証書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 勤務形態一覧表
兼務の取扱い	《留意事項通知》 ○ 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における障害児相談支援事業所・一般相談支援事業所・自立生活援助事業所と兼務しても差し支えないこととしている。 ○ 当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。	

(イ) 留意事項伝達会議	
《留意事項通知》 ○ 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たす必要がある（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。	【任意様式】 ・ 提出日までに直近開催された議題(a) ～(g)の分かる議事録 ・ 年間開催予定表や開催規定など
(ウ) 現任研修修了者同行による研修	
《留意事項通知》 ○ 現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。 ○ テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。 ○ 一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。	【任意様式】 ・ 同行による研修の記録 ・ 研修報告書 ・ 新規採用者への研修計画
(エ) 支援困難ケースの受入	
《留意事項通知》 ○ 自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。 ○ 基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。	【任意様式】 支援困難ケースの受入窓口と手順を記した規定など基幹相談支援センター等と連携していることが分かる書類

(オ)事例検討会への参加	
《留意事項通知》 ○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。	【任意様式】 事例検討会等に参加していることが分かる書類（出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など）
(カ)取扱件数	
《留意事項通知》 ○ 取扱件数については、指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。 ○ 取扱件数は、1月の指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 ○ 指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。	【任意様式】 要件を満たしていることが分かる取扱件数計算シート
∴ 取扱件数 = 計画相談支援の対象障がい者の数の前6月の平均値 / 相談支援専門員数の前6月の平均値	

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV
①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	○	-	-	-
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	○	-	-
①ウ	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	○	-
①エ	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	-	○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。	○	○	○	○
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	○	○	-	-
④	指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	○
⑦	協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	○	○	○	-
⑧	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。	○	○	○	-
⑨	指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満である。	○	○	○	○

※②、④、⑤、⑥、⑨はP2～4の算定要件の共通事項を参照のこと。

算定要件	提出書類
機能強化型サービス利用支援費 I	
ア 人員配置要件	
○ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ○ ただし、3名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする ○ その他の兼務の取扱いについては、算定要件の共通事項を参照すること。	・ 修了証書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 勤務形態一覧表
イ 24時間の連絡体制	
○ 24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。 ○ 営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。	・ 重要事項説明書（「24時間の連絡体制」について、項目追加等で内容を明記すること） ・ 【任意様式】連絡体制状況が分かる書類
ウ 協議会への参画	
○ 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ○ 具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。 ※ いわき市の場合、以下のいずれかに参画した場合とします。 <u>(1)協議会の企画・推進</u> <u>(2)相談支援ネットワークの企画・推進</u> <u>(3)人材育成等に関わる研修（基幹相談支援センター主催）の企画・推進</u> 《厚労省Q&A抜粋》 ○ 月に1回程度は実施することが望ましい。	【任意様式】直近において協議会等への参画が分かる書類
エ 基幹相談支援センターによる取組への参画	
○ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ○ 具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3 の(1)のイの(イ)(※)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (※) (イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	【任意様式】 直近において基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組への参画が分かる書類 例) ・ 困難ケースに関するスーパー

・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、満たしたととできる。	バイズのチームに参画していることが分かるもの。 ・ 相談支援従事者研修の実習の受入れ
機能強化型サービス利用支援費Ⅱ	
ア 人員配置要件	
○ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ○ ただし、2名（現任研修修了者1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする ○ その他の兼務の取扱いについては、算定要件の共通事項を参照すること。	・ 修了証書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 勤務形態一覧表
イ 24時間の連絡体制	
○ 24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。 ○ 営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。	・ 重要事項説明書（「24時間の連絡体制」について、項目追加等で内容を明記すること） ・ 【任意様式】連絡体制状況が分かる書類
ウ 協議会への参画	
○ 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ○ 具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。 ※ いわき市の場合、以下のいずれかに参画した場合とします。 <u>(1)協議会の企画・推進</u> <u>(2)相談支援ネットワークの企画・推進</u> <u>(3)人材育成等に関わる研修（基幹相談支援センター主催）の企画・推進</u> 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 月に1回程度は実施することが望ましい。	【任意様式】直近において協議会等への参画が分かる書類

エ 基幹相談支援センターによる取組への参画	
○ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ○ 具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3 の(1)のイの(イ)(※)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (※) (イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・ 学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、満たしたこととできる。	【任意様式】 直近において基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組への参画が分かる書類 例）・困難ケースに関するスーパーバイズのチームに参画していることが分かるもの。 ・ 相談支援従事者研修の実習の受入れ
機能強化型サービス利用支援費Ⅲ	
ア 人員配置要件	
○ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ○ ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする ○ その他の兼務の取扱いについては、算定要件の共通事項を参照すること。	・ 修了証書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 勤務形態一覧表
イ 協議会への参画	
○ 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ○ 具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。 ※ いわき市の場合、以下のいずれかに参画した場合とします。 <u>(1)協議会の企画・推進</u> <u>(2)相談支援ネットワークの企画・推進</u> <u>(3)人材育成等に関わる研修（基幹相談支援センター主催）の企画・推進</u> 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 月に1回程度は実施することが望ましい。	【任意様式】直近において協議会等への参画が分かる書類

ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画	
○ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ○ 具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3 の(1)のイの(イ)(※)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 (※) (イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・ 学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 《厚労省Q & A 抜粋》 ○ 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、満たしたこととできる。	【任意様式】 直近において基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組への参画が分かる書類 例）・困難ケースに関するスーパーバイズのチームに参画していることが分かるもの。 ・ 相談支援従事者研修の実習の受入れ
機能強化型サービス利用支援費Ⅳ	
ア 人員配置要件	
○ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、算定要件の共通事項「兼務の取扱い」に規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務することはできないことに留意すること。	・ 修了証書の写し ・ 実務経験証明書 ・ 勤務形態一覧表